

## 「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告 — 九州管内の実態 —

平成 29 年 7 月 4 日  
総務省 九州管区行政評価局

総務省では、我が国の森林の適切な管理を促すとともに、新たな木材需要の拡大を推進する観点から、森林法に定められた各種制度の運用状況、公共建築物の木造化など国主導で導入された新たな木材需要の拡大を推進する施策の現状等を調査し、その結果に基づき、本日、4 省に勧告を行いました。

九州管区行政評価局（局長：角田祐一<sup>つのたゆういち</sup>）及び宮崎行政評価事務所（所長：高橋慎弥<sup>たかはししんや</sup>）が、平成 27 年 12 月から 28 年 3 月にかけて、熊本県内（九州管区行政評価局による調査対象）及び宮崎県内（宮崎行政評価事務所による調査対象）に所在する国の地方支分部局、県、市町村、森林組合、発電事業者等を対象に調査を実施（\*）した結果、今回の勧告に結びついた事例として、i）国の庁舎には、建築基準法よりも厳格な耐火規制があることを理由として非木造とした施設、ii）グリーン購入法適合製品にも同等の製品があるものの、グリーン購入法適合製品との表示のないものを調達している機関、iii）森林の土地所有者届出制度の周知に関して、死亡届の提出時等を活用した有効な制度案内を実施していない市町村、iv）間伐の下限面積を満たしていないなどの認定基準を満たさない森林経営計画を認定しているなどの市町村がみられました。

\* 総務省行政評価局による各本省調査により判明した事項を含む。

（注）本行政評価・監視は、本省行政評価局、4 管区行政評価局及び 12 行政評価事務所で実地調査。

※ 勧告及び結果報告書の全体版については、行政評価局のホームページに掲載されます。  
以下の URL からアクセスいただけます。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h29.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html)

〔照会先〕 総務省 九州管区行政評価局  
第二部第 3 評価監視官室  
評価監視官 楠田 辰也  
電話：092-431-7095  
  
宮崎行政評価事務所  
評価監視官 川越 慎吾  
電話：0985-24-3370

# 森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

## 背景等

- 我が国の森林資源の中でも、人工林は、戦後に造成されたものが多く、人工林の約6割は今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能となる見込み
- しかし、我が国の森林の土地所有者は、小規模な者が多く、木材価格が下落している現状では、森林資源が十分活用されないおそれ
- 他方、昨今は住宅など従来の需要に加えて、公共建築物や木質バイオマス等への活用など新たな木材需要に拡大の動き

勧告日：平成29年7月4日

勧告先：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

調査対象機関：7省（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省）、17道府県、39市町村、関係団体等

## 1 新たな木材需要の拡大の推進

### 九州管区行政評価局管内の調査結果

#### ■ 公共建築物の木造化

報告書P194～207

国は、平成22年10月の公共建築物等木材利用促進法（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）の施行以降、耐火建築物や災害拠点などの木造化になじまない施設を除く低層の公共建築物を整備する場合は、原則木造化とする方針

- ✓ 国の庁舎には、①建築基準法よりも厳格な官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）の耐火基準の規制が適用されることを理由として、非木造とした例（全国23施設、九州管内2施設）や、②各省が木造化になじまないと判断し、非木造とした施設の中にも木造化の検討を図る余地があると考えられる例（全国53施設、九州管内6施設）あり

報告書P296～303

#### ■ 合法木材製品の調達

国は、平成18年度から、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく判断基準の一つに合法性の判断基準を追加し、原木の伐採に当たって合法性が証明された木材製品を調達することを推進

- ✓ グリーン購入法適合製品にも同等の製品があるものの、グリーン購入法適合製品との表示のない製品を調達していた機関（全国10機関、九州管内1機関）あり

### 該当する勧告

#### （国土交通省）

建築基準法よりも厳格に定められている官公法の耐火建築物に係る規定について、その妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討すること

#### （農林水産省及び国土交通省）

各省各庁に対し、木造化になじまない施設について、その範囲や考え方を具体的に例示するなどの必要な支援を行うこと

#### （環境省）

各省各庁に対し、調達時にグリーン購入法適合製品であること等の確認を適切に行うよう周知徹底すること

## 2 森林管理のための制度の適正な運用

### 九州管区行政評価局管内の調査結果

#### ■ 森林の土地所有者届出

報告書P2～7

売買や相続等により森林の土地を取得した者は、面積にかかわらず、市町村長に「森林の土地所有者届出」が必要

- ✓ 一部の市町村(全国調査対象39市町村のうち2市町村)は、法務局等から送付される「登記済通知書」を活用し、把握した森林の土地所有者届出の未届者に制度案内を送付するなどして届出を励行させているが、ほとんどの市町村では、このような届出の励行の取組を未実施

(全国調査対象39市町村のうち37市町村、九州管内調査対象5市町村のうち5市町村が未実施)

- ✓ 届出事由をみると、7割は「相続」によるものだが、死亡届時等に制度案内を実施している市町村は3割に満たず

(全国調査対象39市町村のうち29市町村、九州管内調査対象5市町村のうち4市町村が未実施)

#### ■ 森林経営計画

報告書P37～51

市町村は、森林所有者等が作成した主伐・間伐などの森林施業に関する計画(森林経営計画)を認定し、森林所有者等は、当該施業実施後に市町村に対し届出(伐採等の事後届)が必要

- ✓ 市町村の中には、①間伐の下限面積を満たしていないなどの認定基準を満たさない計画を認定していた例(全国25市町村59計画、九州管内4市町村7計画)や、②事後届で計画とは異なる内容の施業結果が記載されている例(全国17市町村25計画、九州管内3市町村5計画)などがあるにもかかわらず、適切な対応をとっていない例あり

### 該当する勧告

#### (農林水産省)

市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届時等に制度の周知を行うなど効果的な周知方法を紹介すること

#### (農林水産省)

森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、計画とは異なる内容の事後届が提出された場合は、その理由等を確実に確認するよう要請を行うこと

資料

表1 官公庁施設の建設等に関する法律において耐火建築物とすることが求められているため、木造化が図られなかったもの

[結果報告書 264 ページ抜粋]

区分	番号	用途	施設の名称	構造等
延べ面積が1,000㎡を超え、3,000㎡以下の施設 (全国17施設のうち、九州管内2施設)	法07	執務庁舎	人吉法務総合庁舎(執務庁舎)	RC構造3階:1,747㎡
	厚04	執務庁舎	八代公共職業安定所(執務庁舎)	RC構造2階:1,187㎡<準防火>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造を示し、<準防火>は準防火地域に指定されている(未記載の場合は、防火地域又は準防火地域に指定されていない)ことを示す。

表2 木造化になじまない6種類の施設について、木造化が図られた施設と同じ用途で施設規模にも大きな違いがみられないもの

[結果報告書 257~261 ページ抜粋]

用途	木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6種類の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設				木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6種類の施設に該当するものとして示されている施設で、木造化が図られなかったが、木造化が図られた施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設(全国38施設のうち、九州管内6施設)			
	番号	施設の名称	構造等	該当する類型	番号	施設の名称	構造等	該当する類型
車庫	法19	広島地方検察庁尾道支部・区検察庁(車庫)	W構造1階:28㎡ <準防火>	治安	法21	田川法務総合庁舎(車庫)	RC構造:32㎡	収容 治安
					法37	福岡拘置所(倉庫)	S構造1階:15㎡	収容
倉庫	農09	近畿農政局(倉庫)	W構造1階:33㎡	災害	法36	田川法務総合庁舎(倉庫)	RC構造:16㎡	収容 治安
自転車置場	国54	奈良地方気象台(自転車置場)	W構造1階:11㎡ <準防火>	災害	法56	福岡第一法務総合庁舎(自転車置場)	S構造:4㎡<準防火>	治安
					法58	田川法務総合庁舎(自転車置場)	S構造:5㎡ S構造:8㎡	収容 治安
	国52	高山地方合同庁舎(自転車置場)	W構造1階:63㎡ <準防火>	治安	法57	福岡第二法務総合庁舎(自転車置場)	S構造:86㎡<準防火>	治安

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「構造等」欄において、「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造、「W」は木造を示し、<準防火>は準防火地域に指定されている(未記載の場合は、防火地域又は準防火

地域に指定されていない)ことを示す。また、階数を記載していないものは、当省の調査時点で未定となっていたことを示す。

- 3 「該当する類型」欄において、「災害」は災害時の活動拠点室等、「収容」は刑務所等の収容施設（刑事施設、留置施設等の刑事収容施設、少年院等）、「治安」は治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設（検察庁、入国管理局、公安調査庁等が使用する公共建築物）を示す。
- 4 「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6種類の施設に該当するものとして示されている施設で、木造化が図られなかったが、木造化が図られた施設と比べて施設規模に大きな違いがみられない施設」欄の施設は、「木造化になじまない施設の範囲を定めた通知で木造化になじまない6種類の施設に該当するものとして示されている施設であるが、木造化が図られた施設」欄の施設の延べ面積と比べて、1.5倍以内の延べ面積に該当する施設を記載している。

表3 契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしておらず、契約時における確認が不十分であったもの

[結果報告書 336～337 ページ抜粋]

区分	事例の概要
本来であればグリーン購入法適合製品であることの確認を行うべきであるが、契約時や納入時における確認が不十分であったと考えられるもの (全国10機関のうち、九州管内1機関)	<p><b>【契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしておらず、契約時における確認が不十分であったもの(全国4機関のうち、九州管内1機関)】</b></p> <p>○ 本来であればグリーン購入法適合製品を調達すべきところ、調達時にグリーン購入法適合製品との表示があるか確認を行うことなく、随意契約により当該製品を調達した。</p> <p>〈ノート：九州地方整備局（港湾空港関係）〉</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 〈〉内は、調達した木材製品の品目と調達した機関を示す。

表4 調査対象とした市町村における森林の土地所有者届出制度の周知状況

[結果報告書 19～21 ページ抜粋]

県名	市町村名	届出制度の周知状況(平成28年1月末現在)	
		死亡届の受理時に併せて周知	「登記済通知書」(注2)を活用して未届者に周知
熊本県	八代市	未実施	未実施
	天草市	未実施	未実施
	山都町	未実施	未実施
宮崎県	延岡市	実施(平成24年7月から実施)	未実施
	西都市	未実施	未実施

(注) 1 当省の調査結果による。

2 登記所(法務局等)は、地方税法第382条の規定に基づき、土地又は建物の表示及び権利移動等に関する登記をした場合、10日以内に当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対し、通知(登記済通知書)を行うこととされており、調査対象とした市町村の中には、同通知書に記載された情報を活用して森林の土地所有者届出の未届者を把握し、把握した未届者に対し、周知を実施している市町村があった。

表5 調査対象とした市町村における森林経営計画の概要

[結果報告書 83～87 ページ抜粋]

計画 番号	県名	市町村名	森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの								制度の誤解により伐採等の事後 届が未提出となっていたもの	伐採等の事 後届出にお いて、伐採 等が行われ た森林の所 在場所を特 定できなかつた例	伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業となっていなかったもの								
			該当事例 のあった 市町村	該当事例 のあった 計画	森林経営 計画の認 定を請求 する資格 を有してい ない者か らの請求 であった例	記載が義 務付けら れている 事項が未 記載とな っていた例	未立木地 について 間伐が計 画されて いた例	計画的間 伐対象森 林に区分 せず、間 伐が計画 されていた例	間伐を実 施する場 合の伐採 量の上限 を超過し ている例	伐期齢に 達しない 主伐が計 画されて いた例	間伐の下 限面積が 満たされ ていない 例	保安林の伐採 事後届出を行 えば不要にな ると誤解され ていた例	伐採及び伐採 後の造林の届 出を行えば不 要になると誤 解されていた 例	該当事例 のあった 市町村	該当事例 のあった 計画	間伐を実施す る場合の伐採 量の上限を超 過した届出内 容となってい た例	伐採が計画さ れていなかった 森林で主伐 又は間伐を実 施した届出内 容となってい た例	間伐が計画さ れていた森林 で主伐を実施 した届出内容 となっていた 例	主伐又は間伐 を実施した森 林の一部が森 林経営計画の 対象外となっ ていた届出内 容となってい た例		
162	熊本県	八代市	○	○					○												
163																					
164																					
165					○					○											
166																					
167																					
168																					
169				天草市	○																
170			○							○											
171																					
172					○					○											
173																					
174			山都町	○										○	○				○		
175																					
176				○					○												
177																					
178																					
179	宮崎県	延岡市	○	○		○				○				○	○						
180																					
181				○			○								○				○		
182																					
183			西都市											○							
184														○							
185														○							
186													○								
合計			4	7	0	2	0	5	1	0	1	0	0	0	3	3	5	2	4	0	0

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 調査対象とした5市町村において、平成24年度から27年度(9月末まで)までの間に認定が行われた森林経営計画を調査対象とした。  
 3 「森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの」欄の「該当事例のあった市町村」欄及び「該当事例のあった計画」欄は、森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていた例が1つ以上みられた市町村又は計画の実数を示す。  
 4 「森林経営計画の認定要件を満たさない内容の計画が認定されていたもの」欄の「森林経営計画の認定を請求する資格を有していない者からの請求であった例」欄以降の欄については、該当する計画に○を付しており、各欄の合計は延べ計画数になることから、「該当事例のあった計画」欄の合計と一致しない。  
 5 「伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業となっていなかったもの」欄の「該当事例のあった市町村」欄及び「該当事例のあった計画」欄は、伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業となっていなかった例が1つ以上みられた市町村又は計画の実数を示す。  
 6 「伐採等の事後届の内容が森林経営計画どおりの森林施業となっていなかったもの」欄の「間伐を実施する場合の伐採量の上限を超過したと届出内容となっていた例」欄以降の欄については、該当する計画に○を付しており、各欄の合計は延べ計画数になることから、「該当事例のあった計画」欄の合計と一致しない。